

経 済 産 業 省

平成 24・02・22 貿局第 1 号
輸出注意事項 2 4 第 5 号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 3 月 5 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 2 4 年 3 月 5 日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)		
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
28～35	(略)		28～35	(略)	
35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	2・4・5・T、2・4・5・T塩及び2・4・5・Tのエステル化合物、アラクロール、アルドリン、アルジカルブ、ビナパクリル、カプタホール、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロールトクレーゾール（DNOC）及びジニトロールトクレーゾール（DNOC）塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2・ジブプロモエタン（EDB）、エンドスルファン、1・2・ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH（異性体混合物）、	35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	2・4・5・T、2・4・5・T塩及び2・4・5・Tのエステル化合物、アラクロール、アルドリン、アルジカルブ、ビナパクリル、カプタホール、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロールトクレーゾール（DNOC）及びジニトロールトクレーゾール（DNOC）塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2・ジブプロモエタン（EDB）、エンドスルファン、1・2・ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH（異性体混合物）、

		ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀及び水銀化合物（無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。）、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、トキサフェン、トリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリラート、トリブチルスズ＝ベンゾエート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノリエート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て）、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、メタミドホス、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿（アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス（2・3-ジブロモプロピル）＝ホスファート並びにこれらを含む混合物又は製剤			ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀及び水銀化合物（無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。）、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、トキサフェン、トリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリラート、トリブチルスズ＝ベンゾエート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノリエート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て）、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、メタミドホス、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿（アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス（2・3-ジブロモプロピル）＝ホスファート並びにこれらを含む混合物又は製剤
		次のいずれかに該当するものを除く。 ① ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤であって、ベノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤でない場合 ② メタミドホスであって、1リットルにつき600gを超えて含有する液剤でない場合 ③ ホスファミドンであって1リットルにつき1000			

		<u>gを超えて含有する液剤でない場合</u>	
	(略)	<u>④ メチルパラチオンであつて、19.5%以上含有する乳剤でなく、1.5%以上含有する粉剤でない場合</u>	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
38～43	(略)		

	(略)	(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
38～43	(略)		